

第4回高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会次第

○日時 令和6年1月17日午後1時30分～

○場所 高森町役場3階 大会議室

1 開 会

2 協議事項

- (1) 介護保険給付と介護保険料について
- (2) 介護保険制度令和6年度からの制度改正について
- (3) 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の素案について
- (4) パブリックコメントについて
 - ・策定委員からのご意見は直接事務局まで
- (5) 次回の会議日程
2月 日()
- (6) その他

3 閉 会

(1) 介護保険給付と介護保険料

1 介護保険給付費

○高森町の介護保険給付の傾向

高森町の第1号被保険者一人あたりの介護保険給付費は、令和2年度23,583円(月額)で県内でもそれほど高くはない水準となっています。

しかしサービス受給者一人あたりの介護給付費は、令和2年度154,709円(月額)で県内で9番目に高い給付費となっています。居宅サービス受給者一人あたりの介護給付費が高い傾向にあります。

当町の傾向として、介護認定率は低いを受給者が使うサービス量が多い傾向があります。

この原因は、居宅、施設サービスとも介護保険サービス施設が充足していることに加え、安心介護支援金・家庭介護者支援金により居宅サービスを利用しやすいということによると考えられます。

第1号被保険者1人あたりの給付額(月額)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度
	実績	県内順位	実績	県内順位	実績	県内順位	実績	県内順位	実績
居宅サービス(円)	10,653	24	10,723	28	10,951	25	11,622		11,192
地域密着型サービス(円)	3,894	29	4,051	27	4,393	24	4,641		4,898
施設サービス(円)	6,949	50	7,051	49	8,239	39	9,030		8,485
合計(円)	21,496	44	21,825	42	23,583	31	25,293		24,575
県平均	21,918		22,208		22,516				

サービス受給者一人あたりの給付費(月額)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度
	実績	県内順位	実績	県内順位	実績	県内順位	実績	県内順位	実績
居宅サービス(円)	113,237	5	111,653	7	112,130	7	114,277		105,430
地域密着型サービス(円)	180,927	14	179,458	14	184,113	13	189,380		178,730
施設サービス(円)	254,523	39	254,962	46	270,268	26	274,231		272,000
給付費総額(円)	150,438	10	149,145	11	154,709	9	158,940		149,162
県平均	133,574		134,790		136,141				

*R2年度までは介護保険事業年報による

*県内順位は、介護保険事業年報による。高い金額からの順位。

*県内は63団体。

○令和3～5年度の介護給付費 計画と実績

介護保険給付費の計画と実績

計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	介護計画	介護計画	介護計画
合計（千円）	1,283,420	1,335,494	1,356,384
在宅サービス	627,831	647,915	663,014
居住系サービス	117,254	141,251	140,736
施設サービス	538,335	546,328	552,634
介護認定率（％）	15.4	15.5	15.9

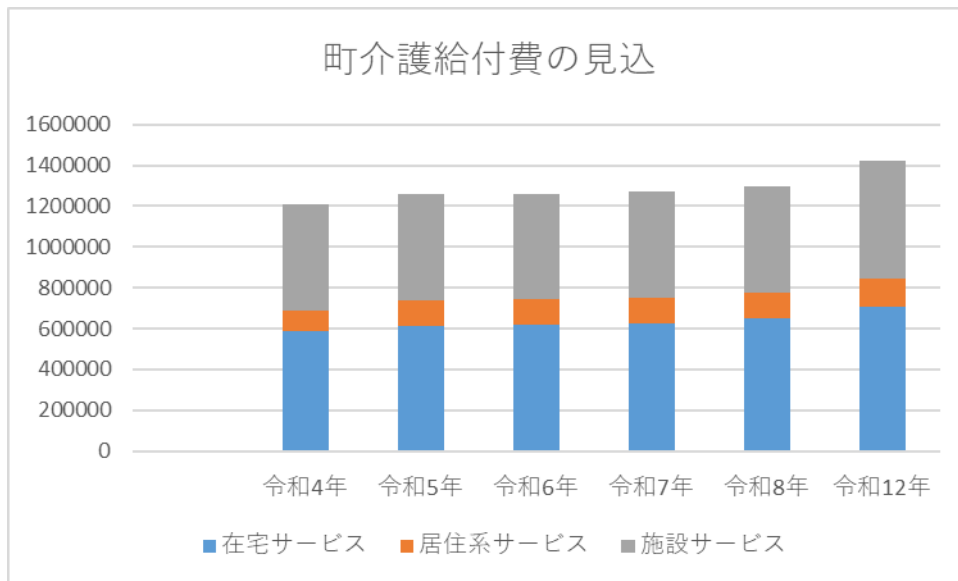
実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
	実績	実績	予想	
合計（千円）	1,248,951	1,206,123	1,256,932	
在宅サービス	601,850	586,704	610,327	居住系、施設サービス以外
居住系サービス	98,929	98,994	129,734	認知症GH、特定施設
施設サービス	548,172	520,425	516,871	特養、老健、介護療養型
介護認定率（％）	15.5	15.6		

○介護サービス給付費推計

それぞれのサービス給付費を合計した介護サービス給付費は、介護認定者が増加することもあり今後も伸び続けることが見込まれます。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
合計	1,206,122	1,256,932	1,258,857	1,268,706	1,293,993	1,424,244
在宅サービス	586,704	610,327	616,785	625,822	651,109	705,605
居住系サービス	98,994	129,734	127,611	127,772	127,772	137,135
施設サービス	520,425	516,871	514,461	515,112	515,112	581,504



高齢化により要介護認定者も増加するため、町の介護保険給付費は増加が予想されます。

2 介護保険被保険者の保険料

○介護保険料の推移

介護保険料は、3年ごとに見直しが行われ、介護給付費の増加に伴い保険料基準額も増加しています。

第9期における保険料の所得段階は、国は9段階を標準から13段階標準になります。町も国標準と同じとして13段階制を採用する予定です。これは所得段階を増やすことで、所得に応じたより公平な負担をいただくことを目的としたためです。

高森町介護保険料の推移

	基準月額 (1人 (円))	伸び率 (%)
第1期 (平成12~14年度)	2,350	
第2期 (平成15~17年度)	3,050	1.30
第3期 (平成18~20年度)	3,800	1.25
第4期 (平成21~23年度)	4,500	1.18
第5期 (平成24~26年度)	5,200	1.16
第6期 (平成27~29年度)	5,750	1.11
第7期 (平成30~令和2年度)	5,750	1.00
第8期 (令和3年~令和5年度)	5,600	0.97
	(県平均5,623円 国平均6,014円)	
第9期 (令和6年度~令和8年度)		

令和5年度

所得段階区分		負担割合	保険料 年額	保険料 月額	R5年度 人数
			円	円	12月末
第1段階	生活保護の受給者及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.3	20,160	1,680	296
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額 ×0.5	33,600	2,800	297
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	基準額 ×0.7	47,040	3,920	261
第4段階	世帯に住民税課税者がいるが、本人は町民税非課税で、年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 ×0.9	60,480	5,040	459
第5段階	世帯に住民税課税者がいるが、本人は町民税非課税で、年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	基準額	67,200	5,600	954
第6段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2	80,640	6,720	751
第7段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額 ×1.3	87,360	7,280	559
第8段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額 ×1.5	100,800	8,400	253
第9段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額 ×1.7	114,240	9,520	113
第10段階 (独自)	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が420万円以上の方	基準額 ×1.9	127,680	10,640	122
計					4,065

高森町の第9期介護保険料（令和6年度から令和8年度）

所得段階区分		負担割合	保険料 年額	保険料 月額	R6年 人数
			円	円	予想
第1段階	生活保護の受給者及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.285			313
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額 ×0.485			300
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	基準額 ×0.685			266
第4段階	世帯に住民税課税者がいるが、本人は町民税非課税で、年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 ×0.9			461
第5段階	世帯に住民税課税者がいるが、本人は町民税非課税で、年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	基準額	検討中	検討中	958
第6段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2			748
第7段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額 ×1.3			551
第8段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額 ×1.5			245
第9段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額× 1.7			99
第10段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額× 1.9			45
第11段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額× 2.1			23
第12段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額× 2.3			8
第13段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が720万円以上	基準額× 2.4			53
	計				4,070

(2) 介護保険制度令和6年度からの改正への対応

令和6年以降に介護保険サービス及び体制整備に関する制度改正があります。

1 地域支援センターの体制整備（令和6年4月1日から）

要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所も市町村からの指定を受けて実施できることとなります。指定を受けた居宅介護支援事業所は市町村や地域包括支援センターと連携を図りながら業務を実施することとなります。

また、地域包括支援センターが行う総合相談支援業務について、その一部を居宅介護支援事業所に委託することも可能となります。

2 基準費用額（居住費）の引き上げ（令和6年8月から）

介護保険施設における施設入所者の基準費用額（居住費）について、1日当たり60円の引き上げが行われます。近年の光熱水費の高騰、在宅で生活する者との負担の均衡等を総合的に勘案したことによります。なお、補足給付の仕組みにおける負担限度額を0円としている利用者負担第1段階の多床室利用者については、利用負担が増えないようにするとしています。

3 多床室の室料負担の引き上げ（令和7年8月から）

介護老人保健施設、介護医療院のそれぞれ一部で、多床室の室料の負担について、在宅との負担の公平性を担保するため8,000円相当の自己負担が導入されます。ただし、利用者負担第1～3段階の者については、補足給付により利用者負担を増加させないとしています。なお、施行時期については、多床室を利用している方々に対して、十分な周知期間を確保する観点から、令和7年8月からとしています。

高森町安心介護支援金支給要件の変更について

高森町では必要な介護サービスを利用していただき、住み慣れた地域で安心して生活していただくことを目的として、在宅介護サービスの利用者負担の一部を支援する安心介護支援金を支給しています。

現在、高森町介護保険料所得段階区分第6段階及び第7段階の者で前年の所得金額が160万円未満の対象者には自己負担額の20%を支給していますが、介護保険制度の見直しの時期であることを鑑み、支給要件の変更を検討しています。

【現行支給要件】

高森町介護保険料 所得段階	課税等区分	支給率	対象者数 (R5年1か月 平均)	支給額 (R5年1か月 平均)
第1段階～第3段階	非課税世帯	60%	138人	768,676円
第4段階・第5段階	課税世帯で、 本人は非課税者	40%	221人	1,045,283円
第6段階・ 第7段階で所得金額 が160万円未満	本人課税者で年間の 所得金額が160万円未満	20%	43人	74,338円
第7段階で所得金額 が160万円以上～第 10段階	本人課税者で年間の 所得金額が160万円以上	支給なし	0人	0円

高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）への
パブリックコメントの募集について

1. パブリックコメントの募集内容

高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）への意見募集

2. 募集方法

計画（案）は次の場所で公開

- ① 高森町公式ホームページ
- ② 高森町役場健康福祉課高齢者係
- ③ 高森町役場山吹支所
- ④ 高森町ボランティアセンター

*②～④は計画（案）ファイル貸し出しができますので、希望の方は職員にお申し
出ください。

3. 受付募集期間

令和6年1月23日～令和6年2月22日

4. 記入用紙

別紙記入用紙

記入様式は任意でもよいです。

5. 提出場所

- 1) 郵送 〒399-3193 長野県高森町下市田 2183 番地 1
高森町役場 健康福祉課高齢者係
- 2) ファックス 0265-35-6854
- 3) ホームページから 高森町公式HP介護保険計画（案）パブリックコメント募集
意見提出フォームより
- 4) 電子メール kenkou@town.nagano-takamori.lg.jp
- 5) 持参 高森町役場、山吹支所、高森町ボランティアセンター

問い合わせ先
高森町役場健康福祉課内
介護保険策定委員会 事務局
担当 小林 清文
電話 0265-35-9412